平成２５年（フ）第１８３号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目10番20号　メゾンデスポワール403
債務者　松本　民乃
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９４号
兵庫県尼崎市富松町１丁目30番４号、前住所兵庫県三木市志染町青山５丁目15番地の１
債務者　山内　雅也
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目32番24号松福マンション302号
債務者　岡村　信彦
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１１号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目26番５号
債務者　大林　　等
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２号
愛媛県宇和島市住吉町１丁目８番９号　川口アパート５号
債務者　松田千津子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第２２７号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目３番20―５号
債務者　伊藤　芳子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２３６号
千葉県松戸市栄町５丁目353番地の２
債務者　諸橋　武男
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２６２号
千葉県松戸市本町12番地の２　ランドール松戸204号
債務者　高橋　弘光
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２７０号
千葉県松戸市中根長津町12―１　馬橋コープ103、住民票上の住所千葉県松戸市栄町西３丁目1033番地の８
債務者　藤岡　義弘
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２８４号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺２丁目13番48号
債務者　秋山　良子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３８号
石川県小松市本町３丁目25番地３
債務者　湯淺美知子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第９１号
兵庫県伊丹市高台４丁目９番地　グランドール伊丹緑ヶ丘公園705号、前住所兵庫県神戸市東灘区御影石町２丁目11番21号　サンハイツ御影202号
債務者　田代　政弘
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第５５号
広島県呉市郷原町1882番地の１
債務者　出来　正信
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１２６号
北九州市門司区柳町１丁目４番26号
債務者　大野　健藏
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２３６号
北九州市門司区旧門司２丁目６番20号
債務者　三淵　裕之
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部